

令和8年熊本地震により被災された皆様へ ～ 財形持家転貸融資制度の貸付金利引下げ等のご案内 ～

令和8年熊本地震により被災された皆さま方に、心よりお見舞い申し上げます。

住宅等に被害を受け、新たに財形持家転貸融資の申込みをされる場合には、以下のとおり貸付金利引下げ等の措置を受けることができます。

貸付金利

借入日から当初5年間、通常金利から0.2%引下げ
ただし、自然災害のうち、指定(激甚)災害で被害を受けた場合は、
借入日から当初10年間、通常金利から0.2%引下げ

なお、子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置または中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置(当初5年間、通常金利から0.3%引下げ)が適用となる方は、上記の金利引下げ措置との**併用が可能**

融資限度額

次の1、2のいずれか低い額

- 1 申込日における財形貯蓄残高の10倍の額(最高4,000万円)
- 2 住宅の新築、購入又は補修に必要な額(所要額)の99%相当額

対象となる方

財形持家転貸融資が利用できる勤労者(※)のうち、自然災害により、居住していた住宅が被害を受けたことにより

・新たに住宅を建設・購入しようとしており、当該住宅の被害の程度が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の「り災証明書」を提出できる方
又は

・住宅を補修する方で、「り災証明書」を提出できる方

(※) 1年以上の財形貯蓄継続、50万円以上の残高などが必要

お問い合わせ先

具体的な条件等については、

(独)勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部
業務運営課 審査・融資係 までお問い合わせください。

TEL: 0120(989)534 (通話料無料)

FAX: 03(3980)3365

ホームページ: <https://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/zaikei.php>